

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

矢祭町は、固定資産税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

矢祭町長

## 公表日

令和8年1月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	市町村は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 土地、家屋及び償却資産の所有者として、登記簿又は土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳に登録されている者に対して、固定資産税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税額の減免等を行う。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 また、公金口座情報を活用した還付を行う。 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、市町村は、固定資産税額に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	1 固定資産税システム 2 収納消込／滞納管理システム 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバー 5 eLTAXシステム 6 国税連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)固定資産税賦課ファイル (2)固定資産税収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 番号法第9条第1項 別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表  （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） なし （固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない）  （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 48、160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	自立総務課
②所属長の役職名	自立総務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	矢祭町役場 自立総務課 総務グループ 郵便番号963-5192 住所：福島県東白川郡矢祭町大字東館字館本66 電話：0247-46-3131 ファクス：0247-46-3155 E-mail：soumu-g@town.yamatsuri.fukushima.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	矢祭町役場 自立総務課 税務グループ 郵便番号963-5192 住所: 福島県東白川郡矢祭町大字東館字館本66 電話: 0247-46-4572 ファクス: 0247-46-3155 E-mail: zeimu-g@town.yamatsuri.fukushima.jp
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録や副本登録の際は、本人からのマイナンバー取得を徹底し、住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認している。マイナンバーの登録されたシステムには、登録された職員のみが閲覧、更新等が可能であるため、紛失等の人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。□	



変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年3月20日	初版作成				
平成30年3月29日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	自立総務課長 益子 芳雄	自立総務課長 片野 一也	事後	
平成30年3月29日	1. 対象人数における時点	平成27年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成30年3月29日	2. 取扱者数における時点	平成27年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
令和1年6月13日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	自立総務課長 片野 一也	自立総務課長 藤田 義広	事後	
令和1年6月13日	1. 対象人数における時点	平成30年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月13日	2. 取扱者数における時点	平成30年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和3年8月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	法令改正による修正
令和3年8月20日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	自立総務課長 藤田 義広	自立総務課長	事後	
令和3年8月20日	1. 対象人数における時点	平成31年1月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和3年8月20日	2. 取扱者数における時点	平成31年1月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和8年1月1日	I-1. ② 事務の概要	<p>矢祭町は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>土地、家屋及び償却資産の所有者として、登記簿又は土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳に登録されている者に対して、固定資産税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税額の減免等を行う。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、矢祭町は、固定資産税額に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	<p>市町村は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>土地、家屋及び償却資産の所有者として、登記簿又は土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳に登録されている者に対して、固定資産税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税額の減免等を行う。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。</p> <p>また、公金口座情報を活用した還付を行う。</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、市町村は、固定資産税額に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>	事後	
令和8年1月1日	I-1. ③ システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 固定資産税システム</li> <li>2. 収納消込/滞納管理システム</li> <li>3. 団体内統合利用番号連携サーバー</li> <li>4. 中間サーバー</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 固定資産税システム</li> <li>2 収納消込/滞納管理システム</li> <li>3 団体内統合宛名システム</li> <li>4 中間サーバー</li> <li>5 eLTAシステム</li> <li>6 国税連携システム</li> </ol>	事後	
令和8年1月1日	I-3 法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項</li> <li>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条</li> </ol>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表の24の項</p>	事後	
令和8年1月1日	I-4. ② 法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :なし (固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 : (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) なし (固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 48、160の項</p>	事後	
令和8年1月1日	IV-8 人手を介在させる作業		様式変更に伴う項目追加	事後	
令和8年1月1日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		様式変更に伴う項目追加	事後	